

年企発0313第2号
令和2年3月13日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金の猶予等に 係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、厚生年金基金適用事業所及び国民年金基金加入員（以下「適用事業所等」という）においては、消毒作業等により財産（棚卸資産を含む。以下同じ。）に相当の損失を受けることや各種イベントの中止・延期、観光客の減少等による売上の急減により納付資力が著しく低下していることが想定される。

このため、厚生年金基金又は国民年金基金が適用事業所等から掛金の納付相談を受けた場合は、国税徴収の例（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第141条第1項において準用する同法第89条によりその例によることとされる国税通則法第46条及び国民年金法第134条の2第1項において準用する同法第95条によりその例によることとされる国税通則法第46条）により「納付の猶予」（国税通則法第46条）又は「換価の猶予」（国税徴収法第151条の2）の活用を周知徹底するとともに、適用事業所等の個別の事情によっては、国税徴収法第151条の適用を検討するよう指導すること。

なお、適用事業所等の置かれた状況や心情に十分配慮し、猶予制度の活用等について、下記の点に留意し、適切に対応するよう指導ありたい。

記

第1 厚生年金基金関係

1 掛金等の納付猶予について

- (1) 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第141条第1項において準用する同法第89条によりその例によることとされる国税通則法第46条第1項の規定に基づき、事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、事業主の申請に基づき掛金等の納付を1

年以内に限り猶予することができること。

- (2) 具体的な取扱いについては、厚生年金保険の取扱いと同様に扱うことが望ましいので、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成23年3月24日付年発0324第4号）（別添1参照）及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生年金保険料等の猶予に係る対応について」（令和2年3月12日付年管管発0312第3号）（別添2参照）を参考にされたいこと。
- (3) 口座振替を実施している事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。

2 年金等の請求手続きについて

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた加入員に係る年金等の裁定請求については、添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと。

第2 国民年金基金関係

1 掛金等の納付猶予について

- (1) 国民年金法第134条の2第1項において準用する同法第95条によりその例によることとされる国税通則法第46条第1項の規定に基づき、加入員がその財産につき相当な損失を受けたときは、加入員の申請に基づき掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。
- (2) 具体的な取扱いについては、厚生年金保険の取扱いと同様に扱うことが望ましいので、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（別添1参照）及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生年金保険料等の猶予に係る対応について」（令和2年3月12日付年管管発0312第3号）（別添2参照）を参考にされたいこと。

2 再加入員の取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の免除等を受けた者が、国民年金保険料の免除等が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行った場合については、国民年金基金の掛金等は従前の額として取り扱うことができるよう所要の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- (2) (1)により再加入の申出があった場合は国民年金保険料免除申請承認通知書等により、国民年金保険料の免除等の対象者であることを確認するよう指導されたいこと。

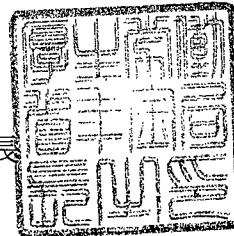
3 年金等の請求手続きについて

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた加入員に係る年金等の裁定請求については、添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと。

年発 0324 第4号
平成23年3月24日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について

標記について、別添のとおり「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」を定めたので、今後はこれにより遗漏なきよう取り扱われたい。

また、平成23年3月13日付年発0313第1号通知において別途通知することとしていた社会保険料の納付の猶予についても、本要領により取り扱わみたい。

本要領の制定により、「口蹄疫被害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」(平成22年6月7日付年管管発0607第5号)は廃止する。

災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領

1. 納付の猶予の要件

(1) 要件

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料、船員保険料並びに子ども手当に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の納付義務者（厚生年金保険法第82条第2項、健康保険法第161条第2項、船員保険法第61条並び児童手当法第20条に規定する者をいう。以下同じ。）が、その財産について相当な損失を受けた日以後に納期限が到来する保険料等につき、その者が次の①から③のすべてに該当する保険料等の納付が困難な場合には、申請に基づき、その納期限から1年以内に限り、その保険料等の全部又は一部の納付を猶予するものである。（国税通則法第46条第1項）

- ① 損失を受けた日以後に納期限が到来するものであること。
- ② 災害のやんだ日以前に納付義務が成立しているものであること。
- ③ 申請の日以前に納付すべき額が確定しているものであること。

（注1）「その他これらに類する災害」とは、財産の損失に直接因果関係を有するおおむね次の事実をいう。（国税通則法基本通達第46条第1項）

- （1）地すべり、噴火、干害、冷害、海流の激変その他の自然現象の異変による災害
- （2）火薬類の爆発、ガス爆発、鉛害、交通事故、天然ガスの採取等による地盤沈下
　　その他の人為による異常な災害
- （3）病害虫、鳥獣害その他の生物による異常な災害

（注2）「災害のやんだ日」とは、申請をした者等が納付等の行為をするのに差し支えない
　　と認められる程度の状態に復旧した日とするが、具体的には次による。

- （1）災害により直接被災した場合には、災害が引き続き発生するおそれがなくなり、
　　その復旧に着手できる状態になった日。
- （2）交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日。
- （3）被災地域が広範囲にわたることなどから、納期限の延長がなされた場合には、
　　その延長後の期日を定める基となる「災害のやんだ日」を納付の猶予における「災
　　害のやんだ日」として取り扱っても差し支えないものとする。

(2) 納付の猶予の基準及び猶予する期間

次表のいずれかに該当する場合には、相当な損失を受けたものとして、納付の猶
予を認めるものとする。

また、納付の猶予をする期間は、猶予を受けようとする月の保険料等の納期限の
翌日を起算日として1年以内とするが、具体的には次表によるものとする。

区分	被災の程度	猶予期間	備考
1. 全財産で判定する場合	全財産の価額に占める災害による損失の額の割合がおおむね20%から50%までの場合	8ヶ月	納付義務者の全財産とは、災害を受ける前の直近の決算書の貸借対照表の資産の合計額とする。また、損失の額とは財産の評価額及び付随する諸費用等その他実態を踏まえた額とする。この場合、負債の部の額は考慮しない。
	全財産の価額に占める災害による損失の額の割合が50%を超える場合	1年	
2. 重要な財産で判定する場合（基準の特例）			
(1) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が20%から50%までの場合	8ヶ月	左記の損失の割合は、その財産ごとに判定しても差し支えない。
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が50%を超える場合	1年	
(2) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が10%から25%までの場合	8ヶ月	左記の損失の割合は、その財産ごとに判定しても差し支えない。
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の額の割合が25%を超える場合	1年	

(注) 保険金又は損害賠償金その他に類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた金額は上記の損失の額から控除する。

(3) 納期限の延長と納付の猶予の関係等

国税通則法第11条による納期限の延長と本要領による納付の猶予とは同一の災害につき重複して適用することを妨げるものではないことから、納期限の延長が認められた厚生年金保険料等について、さらに納付の猶予を認めることができることに留意する。

(注) 具体的な事例は次の通り

災害により損失を受けた日 3月1日

災害のやんだ日 5月1日

延長後の納期限 7月1日

納付の猶予の申請期限 7月1日

※災害による猶予期間は7月2日から1年以内となる。

また、本要領における納付の猶予の期間が満了した時点において、納付義務者が災害に起因して、猶予に係る保険料等の全額又は一部を納付することができないと

きは、国税通則法第46条第2項による「納付の猶予」を受けることができる。

(4) 納付の猶予の申請手続き

納付義務者が納付の猶予を受けようとする場合には、納付の猶予を受けようとする保険料等の納入の告知がなされた日以降、災害のやんだ日の翌日から2か月以内に、所要の事項を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書」(猶予様式第1号。以下「申請書」という。)を年金事務所に提出し、日本年金機構(以下「機構」という。)ブロック本部、機構本部を経由し厚生労働大臣に申請する。

納付の猶予の申請は、毎月の保険料等の確定の都度行うこととなるが、納付義務者の負担を軽減するため、十分な配慮を行うものとする。

※後記(5)①記載事項、②申請書の添付書類を参照。

(5) 申請書の記載事項及び添付書類等

① 記載事項

申請書には、次の事項を記載しなければならない。

ただし、下記アについては、災害がやんでいない状況においては、損失を受けた日のみを記載することで足りるものとする。

なお、下記イについては、納入告知額通知書等の写しを添付することにより申請書への記載を省略することができる。また、ウについても納付の猶予を受けようとする金額が保険料等の全額である場合も同様とする。

ア. 災害を受けた期間

イ. 保険料等の年度、月分、納期限、科目及び保険料等の額

ウ. イの保険料等のうち納付の猶予を受けようとする金額

エ. 納付の猶予を受けようとする期間

オ. 納付の猶予を受けようとする理由(例:●●地震による被害等)

② 申請書の添付書類

ア. 市町村長等が発行する公的な被災等証明書

イ. 猶予様式第1号別紙「被災明細書」

ウ. 直近分の決算書

(注1) 被災の状況により、添付書類の添付に時間をする場合は、取りあえず、「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書」だけを提出し、後日添付書類を提出しても差し支えないものとする。

(注2) 2回目以降の申請の場合には、被災等証明書、直近分の決算書の添付を省略することができる。また、損失割合に変動のない場合は、上記に加え被災明細書の添付も省略をることができる。

③ 担保の徴取及び納付能力調査

災害等による納付の猶予については、担保を必要としない。

また、納付能力調査は要しない。

(6) 納付の猶予の申請があった場合の年金事務所の事務処理

① 申請書の審査等

年金事務所は申請書を受付した場合には、速やかに記載内容及び添付書類の確認を行い、前記（1）及び（2）の要件及び基準等に基づき審査を行う。

また、機構ブロック本部は、申請書等の内容確認を行う。

② 納付の猶予の審査結果の納付義務者への通知

ア. 納付の猶予を許可した場合には、猶予に係る保険料等の年度、科目、猶予する金額、猶予する期間等を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予の許可通知書」（猶予様式第2号）を機構本部等を経由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し、オンラインシステムへの入力処理等必要な処理を行った上で納付義務者に通知する。

イ. 納付の猶予に該当しない場合は、「厚生年金保険料等納付の猶予不許可通知書」（猶予様式第3号）を機構本部等を経由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し納付義務者に通知する。

③ 納付の猶予整理簿への記載

年金事務所では申請のあったすべてについて、納付の猶予整理簿（猶予様式第4号）に記載し進捗管理する。

また、「厚生年金保険料等納付の猶予許可（不許可）通知書」の写しを作成し保管する。

④ 口座振替実施事業所の保険料等の口座振替の取扱い

納付の猶予を受けようとする月が複数月続くと見込まれる場合は、到来する保険料等の納期限に口座振替が行われることから、口座振替の辞退の届出を行うよう案内することとする。

また、必要に応じて金融機関に対し口座振替の緊急停止の手続きを行うこと。

（業務処理マニュアルI-1-(2)「保険料預金口座振替辞退（取消）通知書」手順書4-3参照）

⑤ 督促状の取扱い

納付の猶予申請後に督促状が作成された場合は、納付の猶予の結果が確定するまでは送付を行わないため引き抜きを行う。

引き抜きを行った督促状の対象となる保険料等については、納付に係る指定期限がオンラインシステム上設定されており、指定期限を経過した後に滞納処分票が作成されるので、引き抜いた督促状とともにファイル等により管理する。

審査の結果、不許可となったものについては、督促状の再作成を行い速やかに送付を行う。

2. 納付の猶予後における滞納処分等

(1) 督促及び滞納処分の禁止

納付を猶予した場合には、その猶予期間内は、その猶予に係る保険料等について、督促及び滞納処分をすることができない。

ただし、交付要求（参加差押書による交付要求を除く。）は、猶予期間中であっても行うことができるものであること。

(2) 時効の停止

納付の猶予にかかる保険料等の徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない。

3. 納付の猶予期間満了後の事務処理

納付の猶予期間満了までに、猶予した月分の保険料等の納付がなされない場合には、猶予期間経過後にオンライン入力処理により速やかに督促状を発行する。

4. 延滞金の免除

納付の猶予をした場合には、国税通則法第63条の規定により、猶予された期間に対応する延滞金の納付義務の全部を免除する。

なお、督促を行っていない保険料等については、延滞金の納付義務は課されないことに留意すること。

厚生年金保険料等の納付の猶予申請書(回目)


 受印

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

国税通則法第46条第1項の規定により、下記のとおり納付の猶予を申請します。

申請者	事業所の記号番号								
	住所（所在）								
	氏名（名称）		印						
	電話番号								
災害を受けた期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで								
保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							〃	〃	
							〃	〃	
上記のうち納付の猶予を受けようとする金額									
納付の猶予を受けようとする期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで								
納付の猶予を受けようとする理由									

※年金事務所記入欄

添付書類 ○をつける	被災証明書	被災明細書	決算書
---------------	-------	-------	-----

(注1)この申請書には、被災証明書を添付して提出しなければなりませんが、被災の状況の判明に日時を要するときは、取りあえず

この申請書だけを提出し、後日被災証明書を提出しても差し支えありません。

(注2)損失割合に変更がなければ、2回目以降の申請については添付書類を省略できる。

厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書

住所

氏名

厚生労働大臣

(印)

平成 年 月 日付で納付の猶予申請があつたあなた(貴社)の保険料等については下記のとおり許可しましたから、国税通則法第47条第1項の規定により通知します。

保 険 料 等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金 保 険 料	児童手当 拠出金	延滞金	滞納処分費	備 考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							〃	〃	
							〃	〃	
猶予期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 月間								
該当条項									
備考									
<small>あなたがこの 許可 に不服があるときは、この 許可 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てすることができます。</small>									
<small>なお、この 許可 の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあつた日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 許可 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。</small>									

厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書

住所

氏名

厚生労働大臣

印

平成 年 月 日付で納付の猶予申請があつたあなた(貴社)の保険料等については、下記の理由により許可できません。国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

申請者	住所（所在）								
	氏名（名称）								
保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
不許可理由									

あなたがこの 不許可 に不服があるときは、この 不許可 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てすることができます。

なお、この 不許可 の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、 不許可 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、國を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

緒論の付属

年管管発 0312 第 3 号
令和 2 年 3 月 12 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生
年金保険料等の猶予に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、適用事業所においては、消毒作業等により財産（棚卸資産を含む。以下同じ。）に相当の損失を受けることや各種イベントの中止・延期、観光客の減少等による売上の急減により納付資力が著しく低下していることが想定される。

このため、適用事業所から健康保険料、船員保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金（以下「厚生年金保険料等」という。）の納付相談を受けた場合は、健康保険法第 183 条、船員保険法第 137 条、厚生年金保険法第 89 条及び子ども・子育て支援法第 71 条の規定により準用する国税通則法（以下「通則法」という。）第 46 条に規定する「納付の猶予」又は、国税徴収法（以下「徴収法」という。）第 151 条の 2 に規定する「換価の猶予」の活用を周知徹底するとともに、適用事業所個別の事情によっては、徴収法第 151 条の適用を検討すること。

なお、適用事業所の置かれた状況や心情に十分配慮するとともに、猶予制度の活用については特に下記の点に留意し、適切に対応されたい。

記

1. 通則法第 46 条第 1 項の適用

新型コロナウイルス感染症に伴い、財産に相当の損失を受けた場合（※）については、適用事業所から申請書を受付する際に以下の内容に留意し、申請書を確認されたい。

（※）例えば、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたため、備品（例：電化製品）が壊れて使用できなくなった又は棚卸資産（例：食材）を廃棄した場合

① 猶予の申請期限

災害のやんだ日から 2 月以内

（注）「災害のやんだ日」とは、災害が引き続き発生するおそれがなくなり、その復旧に着手できる状態となった日をいい、適用事業所ごとに異なる

る場合もあり得ることから、申請者の被災状況を斟酌し「災害のやんだ日」を判断することとなることに留意し、地方厚生局と連携すること。

② 相当な損失を受けたかどうかの調査

相当な損失を受けたかどうかの調査は、可能な限り帳簿等により確認することとするが、適用事業所から帳簿等を徴することが困難な場合は、聞き取りによって判定しても差し支えないこと。

なお、確認に当たり、適用事業所の被災状況が分かる資料や帳簿等の提示を受けた場合は、その写しを申請書に付して地方厚生局に回送すること。

③ 納付の猶予をする期間

通則法第46条第1項の納付の猶予をする場合には、適用事業所からの特段の申出がある場合を除き、納期限（延長後の納期限を含む。）から1年間の納付の猶予となることを案内して差し支えないこと。

④ 通則法第46条第1項が適用できない場合の対応

通則法第46条第1項の納付の猶予が適用できない場合であっても、同条第2項の納付の猶予又は徴収法第151条の2の換価の猶予が適用できる場合があることから、適用できると認められる猶予の申請を案内するほか、申請ができない場合は、職権による換価の猶予（徴収法第151条）を適用するなど柔軟な対応を行うこと。

⑤ 猶予期間内に納付できなかった場合の対応

通則法第46条第1項の納付の猶予をした期間内に猶予に係る厚生年金保険料等を納付することができなかった適用事業所に対しては、同条第2項の納付の猶予を説明し、同項に該当する場合にはこれを案内すること。

2. 通則法第46条第2項の適用

① 通則法第46条第1項の猶予との関係

適用事業所について、地方厚生局から通則法第46条第1項の納付の猶予が適用できないとの回答があった場合、又は同項の納付の猶予をした期間内に納付することができなかった場合は、適用事業所に対し同条第2項の納付の猶予の活用を案内すること。

② 担保の徴取

通則法第46条第2項の納付の猶予を適用する場合には、原則として担保を徴しなければならないが、決算書及び現況などから担保提供できることが明らかである場合を除き、同条第5項ただし書の「担保を徴すことができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして案内して差し支えないこと。

③ 納付の猶予をする期間

通則法第46条第2項の納付の猶予をする場合には、適用事業所から特段の申出がある場合を除き、1年間の納付の猶予となることを案内して差し支え

ないこと。

また、適用事業所が猶予をした期間内に猶予に係る厚生年金保険料等を納付することができない場合には、適用事業所の個別の事情を確認したうえで、通則法第46条第7項の規定による期間延長の申請について適切に教示し、対応すること。

④ 差押えの解除

納付の猶予をした場合において、猶予に係る厚生年金保険料等について既に差し押さえた財産があるときは、申請に基づき差押えを解除することができることに留意すること（通則法第48条第2項）。

3. 換価の猶予から納付の猶予への変更

徴収法第151条又は第151条の2の換価の猶予を受けている適用事業所について、納付の猶予の要件に該当することとなったときは、納付の猶予を適用すべきであることから、適用事業所に対して、地方厚生局に対する納付の猶予の許可申請を速やかに行なうよう指導し、その納付の猶予の決定をもってただちに換価の猶予を取り消すものとすること。

なお、当該許可申請に対する対応については、地方厚生局に対して別途、早期かつ柔軟に対応するよう依頼していることを申し添える。

4. 換価の猶予の適用

① 納付の猶予との関係

適用事業所について、納付の猶予が適用できない場合、又は通則法第46条第7項による延長をした猶予期間内に納付することができなかつた場合は、換価の猶予の適用を検討すること。

② 納付についての誠実な意思

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた適用事業所から分割納付の申出があった場合は、これまでの経緯等から納付について誠実な意思を有すると認めることができない特段の事情がある場合を除き、原則として納付について誠実な意思を有するものと認めて差し支えないこと。

③ 担保の徴取

換価の猶予を適用する場合には、原則として担保を徴しなければならないが、決算書及び現況などから担保提供できることが明らかである場合を除き、徴収法第152条第3項又は第4項において準用する通則法第46条第5項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして差し支えないこと。

④ 換価の猶予をする期間

換価の猶予をする期間は、短期間に納付できることが明らかであると認められる場合を除き、1年間として差し支えないこと。

また、猶予をした期間内に猶予に係る厚生年金保険料等を納付することが

できない場合には、適用事業所の個別の事情を確認した上で、徵収法第152条第3項又は第4項において準用する通則法第46条第7項の規定により、その期間を延長することができる。

なお、納付資力が明らかに回復していると認められる場合を除き、同項の「納付することができないやむを得ない理由があると認める」ときに該当するものとして、その期間を延長して差し支えないこと。

5 差押えの解除

財産を差し押さえている適用事業所について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、適用事業所の事業の継続等を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができることに留意すること（徵収法第152条第2項）。

6. その他

① 猶予期間内に新規滞納発生があった場合の対応

猶予をした期間内に新たな滞納が発生した場合において、適用事業所の納付資力等が猶予処理を行った時とおおむね同様の状態と認められるときは、通則法第49条第1項第4号の「やむを得ない理由があると認めるとき」に該当するものとして、猶予を継続するとともに、新たに滞納となった厚生年金保険料等についても、猶予の適用を検討すること。

② 受託証券の取戻しの要請があった場合の対応

適用事業所から、納付委託を受けている証券について取戻しの要請があつた場合は、適用事業所の個別の事情を確認した上で、当面の納付資力が著しく低下していると認められる場合は、その証券を取り戻して返還して差し支えないこと。

③ 被災状況等を示す書類が添付できない場合の対応

被災状況や病気等を示す書類について、その添付が困難と認められる場合（通則法第46条の2第5号）は、年金事務所の職員の聞き取りにより確認することとして差し支えないこと。

ただし、聞き取った内容については、聞き取った職員が調書を作成し、納付の猶予に係る場合には、受理した申請書等とともに、その写しを管轄の地方厚生局に提出されたい。

④ 延滞金の免除

納付の猶予又は換価の猶予を適用した厚生年金保険料等については、猶予をした期間について、通則法の規定に基づき延滞金を免除すること（通則法第63条）。